

「フリマ倶楽部」ご利用規約

①商品管理と売上管理の規約

「フリマ倶楽部」は約40cm四方のボックス型の陳列棚（以後ボックス）を利用した常設フリーマーケットとして、あなたの「売りたい」商品を置いて、あなたがオーナーとなって販売出来るスペースをご提供させて頂くシステムです。店舗内に設置してあるボックス又はハンガーを期間レンタルしていただき、ご出店者様（以後オーナー）となったあなたご自身が商品レイアウトや商品管理を行って頂きます。

オーナーが商品管理されている品の販売や売上金管理は、当店フリマ倶楽部がごオーナーに代行して行います。

②ご出店（出店期間と締め日）に関する規約

ボックス又はハンガーの1回の出店期間は2ヶ月・6ヶ月・12ヶ月とします。新規ご出店の際は、印鑑、ご本人の身分を証明するもの免許証・保険証等（複写を取らせて頂きます）と、ご利用料金をお持ちください。また、ご出店は18歳以上で高校生は不可になります。オーナーはボックス又はハンガーの出店代金をご清算頂いた後より、出店スタートになりますが**各月の1日と16日の月2回が開始日となります**ので、開始日以前のご出店につきましては開始日まで販売待機されるか、選択ボックス料金の余り日数分の日割り料金を出店代金にプラスして販売を開始して下さい。ハンガーのレンタルは1本につき1商品で2本一組でのご利用になります。ハンガーのみの出店も可能です。

③商品の価格設定と「値札」「セキュリティタグ」に関する規約

商品陳列の際、お持込商品には「値札」を**税込み総額表示**にて、必ず付けていただきます。当店ではセキュリティゲートを設置しておりますがセキュリティタグは必要に応じて付けてください。「値札」は当店でも販売しておりますが独自にご用意していただいても結構です、ただし**ボックス番号の記載と価格の表示を表面に記載してください、値札のサイズは縦5cm×横4cmまでのサイズにし裏面に当店のハンコを押せるもの**にしてください。値札は当店で回収させていただきます。セキュリティタグは当店で販売しているもののみご利用になれます。セキュリティタグも当店で回収させていただきます。尚、「値札」「セキュリティタグ」とともに回収後の返却はいたしませんのでご了承ください。商品追加や入れ替えは出店期間中いつでもOKです。但しその際にも「値札」は必ず付けて下さい。入れ替えや追加の際にも**当店のハンコを裏面に押した値札**を商品につけてください。「値札」無き商品の販売代行はお断りさせていただきます。また、出店期間中にオーナーが自身の販売商品の価格を値下げされる際や商品入れ替えの際は、**必ず店舗スタッフに申しつけ**のうえごオーナーが主になってご管理下さい。価格訂正の際は新しい値札をご利用ください、価格を二重線で訂正した値札などは価格不明として販売できません。

④余剰商品お持ち込みに関する規約

出店されるボックスに入りきれない余剰な商品は選別の上、一旦お持ち帰り戴きます。お持ち帰り戴けない商品につきましては、別途ボックスの出店料を納めて頂きます。また当店でご用意したハンガー以外の、持込による余剰ハンガー陳列はお断り致します。

⑤ボックス又はハンガーの取扱いに関する規約

ボックス又はハンガーの出店後、商品陳列・レイアウト等はオーナーの自由と致しますが、当社が定める部分以外の場所にシール・テープを貼る行為や、釘やネジ、画鋸の打ち込みは堅く禁止させていただきます。ボックスやハンガーのレイアウト後や、追加商品持込後に上記禁止行為が目立って悪質な場合は出店されている場所の修理代金をオーナーに請求させていただきます。

店舗内の改装等における状況によってはボックスやハンガー等の配置換えを行う場合があります。

⑥ 当店における販売禁止品に関する規約

当店をご利用の際、オーナーは売りたい商品をご自由に置いていただけますが、販売を代行させて頂く上で下記の品をボックスやハンガー及び店舗内、外に陳列する事は禁止させていただきます。

・店内陳列をお断りさせて頂く商品

火薬・花火等の爆発物、食品類、ラッカー、シンナー、揮発油等の発火物（オイルの入っていないZippoライターは除く）、金券類、成人向けの漫画・雑誌・玩具類、生き物（動物、植物等）、包丁などの刃渡

りのある刃物類、不快な臭いを放つ商品、著しく汚れた商品、生花、コピー商品、偽造品、盗難品、動作確認が出来ない機械類、修理を必要とする機械類

法律的に触れるものや問題になりそうな商品に関してもお断りさせていただく場合があります。

⑦ 販売物の保証における規約

盗難、万引、地震、火事、事故等による破損に関しては最善の注意をいたしますが、責任を負いかねますのでご了承ください。

通常状態における時間経過などによる変形・変色・破損等も補償できません。

また、販売商品における初期不良などのアフターフォローは購入者に対して、30日以内は責任をもってオーナーが行って下さい。

⑧ 締め日集計と売上金に関する規約

ご出店者様の商品販売代金は、出店開始日（1日又は16日）より1ヶ月で1度集計し、その5日後（5日又は20日）以降に販売代行手数料15パーセントを引かせて頂いた代金を現金にてお渡し致します（申し込み時の印鑑をご持参ください）。2ヶ月目以降も同様です。3万円を超える売上金のお渡しには別途印紙代を引かせて頂きます。売上代金のお引き受けは出来るだけ早めをお願い致します。長期に渡る売上金の保管は致しかねますのでご了承下さい。

⑨ 出店の更新と解除の規約

出店期間の更新につきましては出店期間終了日までに、ご来店もしくはお電話にてご連絡ください。その後、オーナーの締め日までに以後の出店料金を納めて下さい。出店期間終了日までにご連絡なき場合には**自動更新**とみなし新たに以後2ヶ月分の出店料金をお支払い戴きますのであらかじめご了承下さい。同様に出店を解除される際も、出店期間終了日までに出店ボックスより残商品をお持ち帰り下さい。出店期間終了日を越えてからの出店解除は出店料の超過日数分を1ヶ月30日として日割り計算にて代金を納めて戴きます。また**出店期間途中で解約による返金はできません**のでご了承ください。出店更新日以降、出店ボックスを自動更新のまま出店代金未納のまま放棄され、なおかつご連絡が取れなくなったオーナーには当店規約に従い、未納出店代金を書面にてご請求させて戴きます。それでも尚、代金を納めて頂けない際はオーナーには法的措置をさせていただきます。また連絡のつかなくなったオーナーの商品については1ヶ月間保管後、当店にて廃棄処分させていただきます尚その際にかかった処分費用もオーナーにご請求させていただきます。

⑩ 出店料の改定について

諸般の事情により出店料を改定する場合があります、改定後の出店料は契約更新時より適用となります。

⑪ 法改正および当店規約改定について

上記契約書面条項は平成19年6月1日より施行致します。今後の法改正や店舗内における消防法等の改定、当店における諸事情により事前にお知らせすることなく当店規約を変更いたしましても、オーナーはこれを承諾するものとします。

⑫ その他規約

- ・営業日及び営業時間は変更になる場合があります。
- ・当店規約を守っていただけないオーナーや当社が不適格と判断した方には出店を解除させていただきます。
- ・当社が閉店する際には契約料（日割り計算）及びオーナーの売上金を閉店時に返金させていただきます。

上記規約に同意します。

年 月 日

ご署名

印